

北広島町公告第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により公有財産を売却う。

令和8年7月6日

北広島町長 箕野博司

1. 入札に付する物件

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
0805	大利原字土居郷 214-1	原野	133.00	116,072	12,000
	大利原字土居郷 214-2	宅地	119.94		
0806	志路原字鳥越 1767-2	宅地	309.38	787,310	79,000

注1 予定価格とは、あらかじめ北広島町が定めた最低落札価格をいう。

注2 本物件に係わるその他の事項については、別紙「物件概要書」を参照すること。

2. 入札参加資格

(1) 次のいずれに該当する者は、入札に参加することができない。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

イ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者

ウ. 町が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者

エ. 町税又は町の使用料等を滞納している者

オ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する北広島町職員

カ. 北広島町暴力団排除条例（平成23年9月22日条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者又はその統制の下にある者

3. 入札参加の申請手続

(1) 申請方法

次に掲げる場所及び期間に持参又は郵送により、所定の入札参加申込書及び添付書類一式を提出しなければならない。ただし、いずれの書類も原本であることとし、入札執行前3か月以内に発行されたものに限る。

(2) 提出書類

ア. 個人

- (ア) 入札参加申込書
- (イ) 誓約書
- (ウ) 印鑑証明書
- (エ) 住民票（マイナンバーの記載がなく、その他の事項についてその他の記載を省略しないもの）
- (オ) 町税の納税証明書（※ 北広島町において町税の納税義務が無い場合は省略可）

イ. 法人

- (ア) 入札参加申込書
- (イ) 誓約書
- (ウ) 印鑑証明書
- (エ) 商業登記簿謄本
- (オ) 町税の納税証明書（※ 北広島町において町税の納税義務が無い場合は省略可）
- (カ) 役員等名簿

(3) 受付場所

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地
北広島町役場本庁 3 階 管財課 管財係（Tel. 0826-72-7366 直通）

(4) 受付期間

令和 8 年 7 月 16 日（木）から 令和 8 年 8 月 7 日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(5) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

4. 応募要領、入札心得その他関係書類を示す場所及び期間

(1) 場所

- ア. 3 の (3) に同じ。
- イ. 北広島町公式ホームページ（<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/>）

(2) 期間

令和 8 年 7 月 6 日（月）から 令和 8 年 8 月 7 日（金）まで
なお、受付場所における閲覧時間は、3 の (5) と同じとする。

5. 入札執行

(1) 入札日時・場所

令和 8 年 8 月 7 日（金） 午後 5 時 00 分まで
〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 北広島町役場本庁 3 階 管財課

(2) 開札日時・場所

令和8年8月26日(水) 午前9時00分 ・ 北広島町役場 本庁 財政政策課

(3) 入札方法

所定様式に必要事項を記載し、(1)に定める期間・場所へ持参又は郵送すること。

ただし、郵送による場合は、(1)の前日の午後5時までに到達とする。

6. 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の額で町が定めた額の入札保証金を令和8年8月17日(月)までに、町が送付する納付書により、町が指定する金融機関に納付すること。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約保証金に全額充当する。

なお、落札者が町の指定した期限内に契約を締結しない場合は、入札保証金は没収し、返還しない。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、開札終了後に返還する。

7. 落札者の決定の方法

入札終了後、定められた日時に開札確認を行い、売却物件ごとに、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき最高価格の入札者が複数ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

9. 契約保証金

(1) 契約保証金は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の金額(6の(1)と同額)とし、契約締結時点において、入札保証金の充当をもって納付するものとする。

なお、落札者が契約を履行しない場合は、契約保証金は没収し、返還しない。

(2) 契約保証金は、売買代金に全額充当する。

10. 売買代金

落札者は、売買代金から契約保証金を差し引いた残金について、町が指定する日までに、町が発行する「納入通知書」により納入すること。

11. その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 開札に関する手続の担当部局

北広島町役場 財政政策課 政策契約係

(3) 入札・契約に関する手続の担当部局

北広島町役場 管財課 管財係